「957」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	単一容器及び複合容器		
	包装物当たりの許容質量		容器の種類
	旅客機	旅客機以外の航空機	
2211，3314	100kg	200kg	1A1，1A2，1B1，1B2，1D，1G，4C1，4C2，4D，4F，4G，4N

㈱　金属製容器以外の容器については、密封されたプラスチック製の内張りがされているものに限ること。

「958」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	単一容器及び複合容器	
	包装物当たりの許容質量	容器の種類
2071，2590	200kg	1A2，1B2，1D，1G，1H2，3A2，3H2，4C2，4D，4F，4H1，4H2，4G，4N，5H3，5H4，5L3

㈱1）硬質の容器は、粉末が漏えいしないものに限ること。
2）国連番号が2590の物件については、パレットに積付け、プラスチックシート又はファイバ板で全体を被覆し帯締めにて固定すること。

「Y958」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	等級	組合せ容器				
		内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	総質量	外装容器
2071	3	ガラス製又は陶製容器	5kg	30kg（包装込みの質量）	30kg	ドラム ジェリカン 箱
		プラスチック製容器	5kg			
		金属製容器	5kg			
		紙袋	5kg			
		プラスチック袋	5kg			
		ファイバ製容器	5kg			

㈱1）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
2）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
3）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

別表第1備考11⑹「960」の項から「961」の項までを次のように改める。

「960」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器			
	内装容器当たりの許容容量又は許容質量	キット当たりの許容容量又は許容質量	包装物当たりの許容質量	外装容器
3316（液体のものに限る。）	250mℓ	1ℓ	10kg	4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2，4N
3316（固体のものに限る。）	250g	1kg		

㈱1）キットには別表第14に掲げる許容物件相互に隔離を要する物件を収納することができる。
2）キット当たりの輸送許容物件の内の最も厳しい等級をそのキットの等級として割り当てること。ただし、適用する等級が無い場合、等級が2の輸送許容物件として輸送すること。
3）キットは、ドライアイス以外の輸送許容物件と同一の外装容器に収納しないこと。

「Y960」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器			
	内装容器当たりの許容容量又は許容質量	キット当たりの許容質量	総質量	外装容器
3316（液体のものに限る。）	30mℓ	1kg	30kg	箱
3316（固体のものに限る。）	100g			

㈱1）外装容器の箱は、天然木材、合板、他の金属、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限る。
2）キットは、ドライアイス以外の輸送許容物件と同一の外装容器に収納しないこと。

「961」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器		
	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3268	25kg	100kg	1A2，1B2，1D，1G，1H2，1N2，3A2，3B2，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2，4N

㈱1）容器及び包装は、等級が3の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
2）圧力容器は、圧力容器に収納される物質に係る国の要件を満たすこと。
3）かじ取り装置にあっては、上記によらず総質量が1,000kgを超えないこと。